

## 秋田市地域防災計画更新業務委託仕様書

### 1 業務名

秋田市地域防災計画更新業務委託

### 2 適用範囲

本仕様書は、委託者である秋田市（以下「委託者」という。）と受託者が行う「秋田市地域防災計画更新業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 3 業務の目的

本業務は、秋田市、防災関係機関および市民等が一体となって推進する総合的かつ計画的な防災対策をまとめた秋田市地域防災計画（以下「本計画」という。）を修正し、市民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図り、大規模災害等への対応の充実・強化を図ることを目的とする。

### 4 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日（月）までとする。

### 5 契約締結後の提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、委託者の承認後、本業務に着手するものとする。

- (1) 管理技術者等届（経歴書を添付すること）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) その他必要な書類

### 6 業務内容

#### (1) 計画・準備

本業務の目的や業務内容を十分に理解し、実施方針や検討条件・方法、工程、実施体制等を検討する。

#### (2) 基礎調査

次の項目について、各種資料等から地域の被害特性や防災特性を整理・検証し取りまとめた上、基礎調査報告書を作成し、作成後は速やかに提出すること。

なお、委託者は、第20次修正時の基礎調査報告書等を受託者に提供することとし、受託者はそれを基に作成する。

#### ア 自然環境の整理

地質や地形等の自然環境を整理し、災害リスクについて検証する。

#### イ 社会環境の整理

人口・高齢化、道路・交通状況、建築物の状況等、被害と密接に関係する社会環境を整理する。

#### ウ 災害履歴の整理

地震災害、津波災害および風水害等に関する近年の災害履歴を整理する。

#### エ 関連計画等の整理（分析・検証）

秋田市、秋田県および国の関連計画等について分析・検証する。

オ 被害想定を検討

秋田県が実施した「地震被害想定調査」の結果に基づき、秋田市における建築物被害、人的被害等について検討する。

(3) 秋田市地域防災計画本編の更新

基礎調査の結果を踏まえ、災害対策基本法等の各種関連法令の改正や、防災基本計画、秋田県地域防災計画等の関連計画との整合性の確保および反映の検討を行う。また、委託者がとりまとめた令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果を反映することとし、別紙「秋田市地域防災計画の見直し（第21次修正）に関する基本方針」を参照の上、本計画本編を更新する。基本方針2(2)に記載している各項目の検証結果については、本市ホームページに掲載している「令和5年7月豪雨災害対応の検証について」（ページ番号1042071）を参照のこと。

なお、本計画本編の更新に当たり、受託者が作成する資料は次のとおりとする。

ア 本計画骨子案

庁内各課所室、秋田市防災会議委員および各関係機関が本計画に関し、共通の認識を持つための基礎資料として秋田市防災会議などで使用するもの

イ 本計画素案

現行の秋田市地域防災計画に記載している各項目の検討および必要な修正を行い、秋田市防災会議やパブリックコメントの意見聴取に使用するもの

(ア) 本計画素案の構成については、秋田県地域防災計画、現行の秋田市地域防災計画等を考慮し、秋田市総務部防災安全対策課（以下「事務局」という。）と協議の上、決定するものとする。

(イ) 本計画素案に記載する防災対策等については、庁内各課所室との調整が必要となることから、調整の方法について事務局と協議の上、各課所室からの意見および資料を本計画に反映するものとする。また、先進事例等から事務局に適切に助言し、円滑に協議が進むよう調整を図るものとする。

ウ 本計画案

本計画素案に対するパブリックコメント等の意見を踏まえ、必要な修正を行い、最終的に秋田市防災会議において承認を得るもの

エ 新旧対照表

秋田市防災会議等で使用するもの

オ 本計画概要版

市民への説明およびホームページ等で使用するもの

カ 掲載施策の資料

各課所室の施策を容易に確認できる資料として作成するもの

キ その他の資料

関係機関との調整に係る資料等を作成するもの

#### (4) 秋田市防災会議の出席および会議資料等の作成

秋田市防災会議は本業務の期間中3回の開催を予定している。受託者は会議で使用するスケジュールや見直しの概要等の資料を作成するものとする（必要な資料については、開催前に受託者と事務局で検討する。）。

また、受託者は秋田市防災会議に出席し、終了後には速やかに議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、会議で使用する資料の印刷は事務局が行う。

#### (5) パブリックコメント実施への支援

広く市民等の意見の集約を図り、本計画に反映させるために実施するパブリックコメントの資料作成等の支援を行うものとする。

#### (6) 本計画資料編の更新

現行の秋田市地域防災計画資料編に掲載している各資料について、最新の内容に更新するとともに、各種関連法令等の改正等により新たに記載が必要となった項目を整理し、追加するものとする。

### 7 貸与品等

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者が保有する図書その他関連資料を貸与品等として使用する場合には、委託者から貸与又は支給を受けるものとする。

(2) 受託者は貸与品等を受領したときは、貸与品等の受領書を委託者に提出するものとする。

(3) 受託者は、本業務が完了したときは、貸与品等を返納するとともに貸与品等の返納書を委託者に提出するものとする。

(4) 貸与品等は、委託者の許可なく第三者に貸与等をしてはならない。また、取扱いおよび保管には十分注意するものとする。

### 8 打合せ等

(1) 本業務において委託者と受託者は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため委託者と受託者は密接な連絡をとり、業務の方針および条件の疑義を正すものとする。

なお、連絡は電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

### 9 報告

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を委託者に報告しなければならない。

### 10 校正等

受託者は、本業務において作成する各種資料について、十分な検証（委託者に提出する前に受託者が誤字脱字、文書校正等について点検および修正することを

いう。)を行った上で、委託者の校正等を受け承諾を得ることとし、修正の指示があった場合は、修正箇所を明確にして再度校正等を受けるものとする。校正のスケジュール等については、あらかじめ協議するものとする。

#### 11 関係部署へのヒアリング等

関係部署へのヒアリング等が必要な場合は、事前に事務局に申し出るものとする。

#### 12 成果品の帰属

本業務における成果品は全て委託者に帰属し、受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

#### 13 成果の修補等

業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により、訂正、補足その他の措置を行うものとし、その費用については受託者の負担とする。

#### 14 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を第三者に漏らしてはならない。

#### 15 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務を処理するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

#### 16 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 基礎調査報告書 A 4判簡易製本1部、電子データ
- (2) 本計画本編（新旧対照表、掲載施策の資料含む。）  
A 4判加除式バインダー製本1部、電子データ
- (3) 本計画資料編 A 4判加除式バインダー製本1部、電子データ
- (4) 本計画概要版 A 4判簡易製本1部、電子データ
- (5) 秋田市防災会議の資料 電子データ
- (6) パブリックコメント資料 電子データ
- (7) 打合せ記録簿 電子データ
- (8) その他業務に使用した資料 電子データ

※ 各成果品の電子データのファイル形式は、委託者が指示する形式（Word、Excel、一太郎、PDFデータ等）を用意することとし、電子媒体（CD-R等）を用いて提出すること。

#### 17 疑義

本仕様書の記載事項について疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議の上、受託者は誠意をもって対応するものとする。

また、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の性格上、対応すべきであると認められる事項については、受託者の負担において対処するものとする。

## 秋田市地域防災計画の見直し（第21次修正）に関する基本方針

全国で発生している自然災害からの教訓や課題を踏まえて改正されている防災基本計画等との整合を図るとともに、令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果を反映した見直しを行う。

### 1 見直しの方向性

- (1) 防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合
- (2) 令和5年7月豪雨災害の検証結果を反映した見直し
- (3) 社会環境の変化やその他法令の改正等に伴う見直し

### 2 主な修正事項

見直しを行う主な事項は次のとおり。

なお、これらの事項のほか、計画全体にわたって表記や表現等必要な修正を行う。

#### (1) 防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合

##### ア 平成28年熊本地震を踏まえた修正

- (ア) 災害の特性を考慮した人的支援の要請
- (イ) 避難行動要支援者名簿の適切な管理
- (ウ) 避難所運営に係る平時からの専門家等との定期的な情報交換
- (エ) 住家の被害認定調査に関する体制の強化とり災証明書の効果的な交付
- (オ) 民間事業者との協定締結や輸送拠点として活用可能な施設の把握等による協力体制の構築とノウハウ等の活用
- (カ) 最新のICT（情報通信関連技術）の導入
- (キ) 生活再建に向けた保険・共済等に関する知識の普及啓発

##### イ 平成28年台風第10号を踏まえた修正

- (ア) 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- (イ) 避難指示等の発令に資するための国や県からの助言や情報収集
- (ウ) 災害時の優先業務の絞り込みと役割分担による全庁を挙げた体制の構築

##### ウ 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正

- (ア) 洪水予報河川、水位周知河川以外の河川に係る避難指示等の発令基準の設定

- (イ) 土砂災害対策および山地災害対策の強化

##### エ 平成30年1月～2月の大雪を踏まえた修正

- (ア) 実効性の確保に留意した関係機関相互の連絡協力体制の強化等

- (イ) 集中的な大雪時における道路ネットワーク機能への影響を最小化するための措置
- オ 平成30年7月豪雨、9月北海道胆振東部地震を踏まえた修正
  - (ア) 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の理解促進
  - (イ) 水害等のリスクがある学校における防災教育・避難訓練
  - (ウ) 専門家等を活用した地域防災リーダーの育成等、地域防災活動への支援
  - (エ) 警戒レベルを用いた防災情報の提供
  - (オ) 液状化ハザードマップの作成の努め
  - (カ) 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物、堆積土砂等の処理
  - (キ) ため池の耐震化や統廃合の推進
- カ 令和元年台風第15号（房総半島台風）を踏まえた修正
  - (ア) 大規模停電対策の推進
  - (イ) 災害の規模、態様に応じた災害情報・生活情報を伝達できる体制の整備
- キ 令和元年台風第19号（東日本台風）を踏まえた修正
  - (ア) 避難情報の見直し（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に関する周知と理解促進に向けた普及・啓発
  - (イ) 個別避難計画の作成、避難支援および安否確認
  - (ウ) 豪雨時等における事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の外出抑制措置
  - (エ) 広域避難を確保するための市町村間等の協議
- ク 令和3年7月静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた修正
  - (ア) 安否不明者の公表に向けた手続き等の整理
  - (イ) 安否不明者の情報収集および氏名等の公表による安否不明者の絞り込み
  - (ウ) 危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導
- ケ 頻発する豪雨災害を踏まえた修正
  - (ア) 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進
  - (イ) 避難情報の発令に関する専門家の活用
- (2) 令和5年7月豪雨災害の検証結果を反映した見直し
  - ア 防災に関する組織
    - (ア) 災害対策本部事務局の編成の強化と業務の明確化、事務局執務室の準備（検証No13・16・20関連）
    - (イ) 災害対策本部設置時の全職員への情報提供と参集、各部局長等への迅速な連絡手段の確保（検証No14関連）
  - イ 要配慮者の安全確保

- 在宅要配慮者等の安否確認や状況把握時の事業者等との連携(検証No33関連)
- ウ 応急医療体制の確保  
災害時の応急医療体制に関するマニュアルの整備(検証No35関連)
- エ ボランティア活動の推進  
関係団体等との事前協議によるボランティアセンターへの応援職員の確保  
(検証No32関連)
- オ 食糧・生活必需品の確保  
(ア) 備蓄品の拠点となる避難所等への配置およびその他の避難所への不足分の  
配送  
(イ) 市民が備蓄や携行品を準備することの啓発(検証No11関連)
- カ 災害廃棄物処理体制の整備  
(ア) 通常のゴミ出しと異なる災害廃棄物排出方法に関する平素からの市民への  
周知(検証No28関連)  
(イ) 仮置場への搬入の推奨、集積場へ排出可能な廃棄物、戸別収集の対象等の  
周知(検証No29関連)  
(ウ) 仮置場候補地のリスト化(検証No30関連)
- キ 地方自治体の相互協力体制  
(ア) 応援職員等の迅速な受入れに必要な受援計画の整備  
(イ) 災害応急対策を行う本市職員の確保のための業務継続計画の定期的見直し  
(検証No18・19関連)
- ク 被害状況等の収集・伝達  
(ア) 全庁体制での被害の概況(概ねの床上・床下・被害なし等)調査の実施  
(イ) (ア)と異なる全庁体制での家屋の被害認定調査(1次調査・2次調査)の  
実施  
(ウ) 家屋の被害認定調査に併せた災害見舞金等その他支援に必要な調査の実施  
(検証No5関連)  
(エ) データベースの活用による各部局間の情報共有(検証No15関連)  
(オ) 町内会長や役員のマールリストの作成・整備による町内会との連携  
(カ) 社会福祉協議会との情報共有や窓口の明確化によるNPO法人との連携強  
化(検証No22・23関連)
- ケ 災害時の広報・公聴活動  
各種支援情報の発信はホームページ・SNS・市政テレビ・市政ラジオ・広  
報あきた(臨時号、通常号)・魁広報板・新聞広告を活用(検証No6関連)
- コ 避難所の開設・運営  
(ア) 避難所における避難者への情報提供方法の整理(検証No7関連)  
(イ) 甚大な被害が生じた場合等における施設所管部局等による全庁的な避難所

の開設・運営体制

- (ウ) 迅速な施設の解錠のため、職員のほか地域住民等の協力を得る施策の推進  
(検証No 8・9・17関連)
- (エ) 避難所の状況報告のため、報告項目の整理、集計表の準備
- (オ) 避難所からの報告手段として、施設の電話のほか、状況により職員のスマートフォンを活用 (検証No10関連)
- (カ) 避難所の防犯、職員へのハラスメント対策の整理 (検証No12関連)
- (キ) 避難者の介護や医療のニーズ、ボランティアや住宅提供等に係るニーズへの対応のため、関係班の早期の活動開始 (検証No41関連)

サ 生活必需品の確保

災害救助法が適用されない場合における市独自の早期支給の準備 (検証No39関連)

シ 市民生活安定のための緊急措置

災害ケースマネジメント体制として復興支援チームと地域支え合いセンターの設置 (検証No 4 関連)

ス 罹災証明書の発行要領

災害対策本部を設置しない場合における住家被害に関する罹災証明書の発行 (検証No31関連)

(3) 社会環境の変化やその他法令の改正等を踏まえた見直し

ア 社会環境の変化や施策の進展等を考慮

- (ア) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練の実施
- (イ) 感染症対策を考慮した避難所運営、避難所の混雑状況の周知等による避難の円滑化
- (ウ) 防災・気象情報の多言語化
- (エ) 「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」の反映
- (オ) 避難所における医療的ケアへの配慮
- (カ) 積雪による大規模滞留車両への支援

イ その他法令の改正等を踏まえた修正

- (ア) 国による重要物流道路の指定に対する対応 (道路法)
- (イ) 国による重要物流道路における災害復旧等代行制度の活用 (道路法)
- (ウ) 国による県管理河川等の工事代行制度における連携 (河川法)
- (エ) 大規模氾濫減災協議会を通じた密接な連携体制 (水防法)
- (オ) 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画の作成と避難訓練の実施 (水防法、土砂災害防止法)
- (カ) 障がいの種類や程度に応じた防災情報の取得および緊急通報に係る対策の推進 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。